



熊本県公報

号外 第 2 1 号

平成 27 年 3 月 31 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令		
○熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令	（人事課）	1
○熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	1
○熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	2
○熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	3
○熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令	（ 〃 ）	4

訓 令

熊本県訓令第 1 7 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県福祉事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県福祉事務所処務規程（昭和 2 6 年熊本県訓令第 1 2 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 9 号を同条第 1 0 号とし、同条第 8 号の次に次の 1 号を加える。

(9) 生活困窮者の自立支援に関すること。

第 4 条中「福祉課（」の次に「宇城福祉事務所、」を加える。

第 6 条第 2 項中「福祉課長（」の次に「宇城福祉事務所、」を加える。

第 7 条中「福祉課（」の次に「宇城福祉事務所、」を加える。

第 8 条を削る。

第 9 条第 1 項中「専決することができる」を「専決するものとする」に改め、同条第 3 項中「所長専決事項及び知事から委任された事項」を「事項（以下「所長専決事項」という。）」に、「限る。）」を「限る。次条第 3 項において同じ。）」又は「に、「又は福祉課長（」を「若しくは福祉課長（宇城福祉事務所、」に改め、「総務福祉課長」の次に「。次条において同じ。」を加え、「当該事項を」を削り、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（代決）

第 9 条 所長専決事項（前条第 3 項の規定により次長又は総務企画課長若しくは福祉課長が専決することとされた事項（第 3 項において「次長等専決事項」という。）を除く。）に於いて、所長が不在のときは、次長が代決することができる。

2 前項の場合において、次長が不在のときは、福祉課長（宇城福祉事務所、玉名福祉事務所、阿蘇福祉事務所及び球磨福祉事務所にあつては、総務福祉課長）が所長専決事項を代決することができる。

3 次長等専決事項について、当該次長等専決事項を専決することとされた次長又は総務企画課長若しくは福祉課長（以下「次長等」という。）が不在のときは、当該次長等あらかじめ指定した職員が代決することができる。

附 則

この訓令は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 1 8 号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 2 7 年 3 月 3 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県保健所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県保健所処務規程（昭和 2 9 年熊本県訓令第 3 3 号の 2）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「同項第 8 号」を「第 8 号」に改め、「掲げる事務」の次に「（熊本県

宇城保健所総務福祉課にあつては、第1項各号及び前項各号に掲げる事務)を加え、同
 条第4項第25号中「オゾン層破壊物質」を「フロン類」に改める。
 第8条第1項中「次の事項」の次に「(以下所長専決事項という。)」を加え、同
 項第17号中「オゾン層破壊物質」を「フロン類」に改め、「指導」の次に「及び助言」
 を加え、「及び立入検査」を「並びに立入検査」に改め、同項第26号を次のように改め

(26) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35
 年法律第145号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関
 する法律施行令(昭和36年政令第11号)に基づく事務であつて次に掲げるものに
 関する
 ア 薬局開設の許可の更新
 イ 薬局製造販売医薬品の製造販売業の許可の更新
 ウ 薬局製造販売医薬品の製造業の許可の更新
 エ 医薬品の販売業(配置販売業を除く。)、高度管理医療機器等の販売業若しくは
 貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可の更新
 オ アからエまでに規定する許可に係る薬局等の休廃止等の届出の受理
 カ アからエまでに規定する許可に係る許可証の書換え交付及び再交付
 キ 管理医療機器(特定保守管理医療機器を除く。クにおいて同じ。)の販売業又は
 貸与業の届出の受理
 ク 管理医療機器の販売業又は貸与業に係る休廃止等の届出の受理
 第8条第1項中第31号を第32号とし、第27号から第30号までを1号ずつ繰り下
 げ、第26号の次に次の1号を加える。

(27) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第3
 条に規定する薬局製造販売医薬品の製造販売に係る承認整理届の受理に関する事
 第10条第1項を次のように改める。
 所長専決事項(熊本県水俣保健所長の所長専決事項にあつては、第8条第2項の規定
 により次長が専決することとされた事項(第3項において「次長専決事項」という。)
 を除く。次項において同じ。)について、所長が不在のときは、次長が代決すること
 ができる。
 第10条第2項中「不在である」を「不在の」に、「及び熊本県阿蘇保健所」を「、熊
 本県阿蘇保健所及び熊本県宇城保健所」に、「その事務」を「所長専決事項」に改め、同
 条に次の1項を加える。

3 次長専決事項について、熊本県水俣保健所の次長が不在のときは、当該保健所の総務
 企画課長が代決することができる。

別表熊本県宇城保健所の項中「

総務企画課
福祉課

」を「

総務福祉課

」に改める。

附 則
 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第19号

本庁各部(公室・局)課(センター)
 各 地 方 出 先 機 関
 熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成27年3月31日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫
 熊本県家畜保健衛生所処務規程の一部を改正する訓令
 熊本県家畜保健衛生所処務規程(昭和31年熊本県訓令第433号)の一部を次のよう
 に改正する。
 第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「定めることを目的」を「定めるも
 の」に改める。
 第2条に見出しとして「(組織)」を付する。
 第3条に見出しとして「(役付職員)」を付し、同条第4項中「薬事法(昭和35年法
 律第145号)第76条の3」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保
 等に関する法律(昭和35年法律第145号。第6条において「医薬品医療機器等法」と
 いう。)第76条の3第1項」に、「任命した薬事監視員」を「命じた薬事監視員」に改
 める。
 第4条に見出しとして「(職務)」を付する。
 第5条に見出しとして「(分掌事務)」を付する。
 第6条に見出しとして「(専決事項)」を付し、同条第1項中「次の事項」の次に「(以
 下「所長専決事項」という。)」を加え、第20号を第23号とし、第19号を第22
 号とし、第16号から第18号までを削り、同項第15号中「薬事法」及び「同法」を「
 医薬品医療機器等法」に改め、同号を同項第19号とし、同号の次に次の2号を加える。

(20) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭
 和36年政令第11号。以下この号及び次号において「医薬品医療機器等法施行令」
 という。)第45条第1項の規定による医薬品の販売業、高度管理医療機器等の販売
 業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証(医薬品医療機器等法施行令

第83条に規定する医薬品、医療機器又は再生医療等製品であつて、専ら動物のために使用されることとする医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造、販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付に關すること。

第6条第1項第14号中「薬事法」及び「同法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同項第18号とし、同項第13号中「薬事法」及び「同法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同項第17号とし、同項第12号の次に次の4号を加える。

(13) 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第24条第1項の規定による動物用医薬品の販売業の許可の更新に關すること。

(14) 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第39条第1項の規定による動物用高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新に關すること。

(15) 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第39条の3第1項の規定による動物用管理医療機器の販売業又は貸与業に係る届出の受理に關すること。

(16) 医薬品医療機器等法第83条第1項の規定により読み替えて適用される医薬品医療機器等法第40条の5第1項の規定による動物用再生医療等製品の販売業の許可の更新に關すること。

第6条第2項中「前項各号に規定する専決事項」を「所長専決事項」に改め、同条第3項中「規定する専決事項」を「掲げる事項」に改める。

第7条に見出しとして「(代決)」を付し、同条中「所長の専決事項」を「所長専決事項」に、「不在である」を「不在の」に改め、「その事務を」を削り、同条に次の2項を加える。

2 前条第2項各号に掲げる事項(同条第3項の規定により中央家畜保健衛生所長が専決することとされた事項を除く。)について、所長が不在のときは、中央家畜保健衛生所長が代決することができる。

3 前条第3項の規定により中央家畜保健衛生所長が専決することとされた事項について、中央家畜保健衛生所長が不在のときは、中央家畜保健衛生所総務課長が代決することができる。

附 則
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第20号

本庁各部(公室・局)課(センター) 各地方出先機関

熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県ダム管理所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県ダム管理所処務規程(昭和48年熊本県訓令第67号)の一部を次のように改正する。

第3条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同条第12号中「河川区域及び公有水面の占用及び使用」を「河川区域内の土地の占用等」に改め、同条の次に次の1号を加える。

(13) 河川工事及び河川の維持(いずれも県以外の者の施行するものに限る。)に關すること。

第6条中第14号を第15号とし、第7号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 河川法(以下この号において「法」という。)の施行に關する事項のうち、次に掲げる事項

ア 法第17条第1項の規定による協議に基づく兼用工作物の管理の方法の定めに関すること。

イ 法第20条の規定による河川工事又は河川の維持に係る承認に關すること。

ウ 法第24条の規定による河川区域内の土地の占用の許可に關すること。

エ 法第26条第1項の規定による河川区域内の工作物の新築等の許可に關すること。

オ 法第27条第1項の規定による河川区域内の土地の掘削等の許可に關すること。

カ 法第75条第1項の規定による処分に關すること。

キ 法第92条の規定による廢川敷地等の交換に關すること。

附 則
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県訓令第21号

本庁各部（公室・局）課（センター）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成27年3月31日

熊本県知事 蒲島郁夫
熊本県農業研究センター処務規程の一部を改正する訓令
熊本県農業研究センター処務規程（平成元年熊本県訓令第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1い業研究所の項中「育種・栽培研究室」を「アグリビジネス支援室
育種・栽培研究室」に改める。

別表第4い業研究所の項中
「育種・栽培研究室」
1 い草の品種育成の試験研究に関すること。
2 い草原原苗の育成に関すること。
3 い草栽培の試験研究に関すること。」

を
「アグリビジネス支援室」
1 六次産業化（地域資源を活用した農業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等を図ることをいう。）等に係る相談、技術指導及び研修に関すること。
2 農作物及びその加工品の分析、評価及び試験研究に関すること。
「育種・栽培研究室」
1 い草の品種育成の試験研究に関すること。
2 い草原原苗の育成に関すること。
3 い草栽培の試験研究に関すること。」
に改める。

附 則
この訓令は、平成27年4月1日から施行する。